

学校支援ボランティア募集

上島町教育委員会では、小・中学校の教育活動を支援していただける学校支援ボランティアの方を募集しています。

「学校支援ボランティア」とは、学校・家庭・地域が一体となって地域の宝である子どもたちをよりよく育てることをめざす制度です。皆さんがもっている特技や知識、経験を教育の現場に生かしていただき、子どもたちの健やかな成長の手助けをしていただくものです。

この学校支援ボランティアに申込みいただきますと、「学校支援ボランティア・リスト」に登録されます。そして、このリストをもとにして、各学校が実施しようとする活動に応じてそれぞれのボランティアの方に依頼を行います。依頼がありましたら、学校と活動日時・場所・内容を確認したうえで、活動の支援を行ってください。

なお、ボランティアのため謝礼金や交通費等の支給はありませんが、支援中の事故等のために、登録者は上島町の負担により、「ボランティア保険」に加入いたします。

●申込先 上島町教育委員会（弓削）、各支所教育委員会、各小・中学校



この宝くじの収益金は市町村の明るいまづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

- 受付期間 9月1日～17日
- 主な支援内容 環境整備支援、学校生活支援、学習活動支援、安全対策支援ほか
- 登録期間 令和3年10月1日～令和4年9月30日
- 問い合わせ 上島町教育委員会（弓削） ☎77-2207
- ※申込用紙は上島町教育委員会（弓削）または各支所教育委員会窓口へ

せとうち交流館だより

＜メディア室・展示室のご案内＞

○ てまり（てまりグループ）・絵てがみ（絵てがみグループ）
新着図書 ※入荷次第貸出となりますので、ご了承ください。

題 名	作 者	題 名	作 者
硝子の塔の殺人	知念実希人	水たまりで息をする	高瀬 隼子
兇人邸の殺人	今村 昌弘	照降町四季（四） 一夜の夢	佐伯 泰英
たまごの旅人	近藤 史恵	夏の終わりの時間割	長岡 弘樹
いやし：〈医療〉時代小説傑作選	宮部みゆき他	invert 城塚翡翠倒叙集	相沢 沙呼
もしも徳川家康が総理大臣になったら：ビジネス小説	眞邊 明人	おれは一万石 金の鯛 17	千野 隆司
あきない世傳 金と銀（十一）	高田 郁	ミュゲ書房	伊藤 調
彼岸花が咲く島	李 琴峰	貝に続く場所にて	石沢 麻依
ネメシス 4	降田 天	くるくるくるま：イングラさんののりものえほん	イングラ・アリアニウス
月まで3キロ	伊予原 新	スモールワールズ	一穂 ミチ
ブレイクニュース	薬丸 岳	仮面	伊岡 瞬
ねんねしな わるじい秘剣帖 2	風野真知雄	かたわれどき	畠中 恵

- 愛媛県立図書館の図書を借りることができます。受付までお問合せください。
- 図書のリクエストを受け付けています。
- 先に一部だけ返却される場合は、貸出期間とお名前を書いた紙を挟んでいただけると助かります。

●問い合わせ せとうち交流館
上島町弓削下弓削 1037-2
☎ 77-2252 Fax 77-2292

農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施します

農業委員会
からお知らせ

上島町農業委員会では、9月から10月末にかけて町内の農地について農地パトロールを行います。各農地へ立ち入ることやお話を伺うこともあります。ご理解とご協力をお願いします。

●農地パトロールとは？

「農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用状況について調査を行わなければならない」（農地法第30条第1項）となっています。
農地パトロールは①農地利用の確認②遊休農地の実態把握と発生防止・解消③違反転用の発生防止・早期発見を目的として行います。

●遊休農地とは？

遊休農地とは、一年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地や、周辺地域の農地と比較して利用の程度が著しく劣っている農地のことです。調査実施後、遊休農地であると確認された農地の所有者に対し、『農地利用意向調査』を送付しますので、ご回答をお願いします。なお、農地法施行規則の改正により、以前意向調査した方も、遊休農地が解消していない場合は毎年調査の対象になります。

●農地を所有・耕作している方へ

農地の所有者や耕作者は「農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければなら

い」（農地法第2条の2）と明記されています。
農地が荒れてしまうと、鳥獣害、ごみの不法投棄の原因になるなど、近隣の農地や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼしかねません。除草、病害虫防除など、農地の適正な管理をお願いします。

ご存じですか？農地を転用する場合には農地法の手続きが必要です

●農地転用とは？

農地（畑・田）を農地以外（例：住宅、資材置場、駐車場、農業用施設の建設等）にすることを「農地転用」といいます。農地を転用するときは、農地法の転用許可（県知事の許可）が必要です。ただし、自己所有農地に2a未満の農業用施設に供する場合は許可を要しないこととなっています。

●やめよう！農地の違反転用

許可を受けないで転用をしたり、許可を受けたおりの転用をしなかった場合には罰則があります。
知らないうちに無断で転用している農地はありませんか？農地を転用する場合は必要な手続きを取ってから行いましょう。
※農地を転用・相続・売買・贈与・貸借したい方は、まずは農業委員会にご相談ください。

●問い合わせ

上島町農業委員会 事務局
（岩城総合支所 産業振興課内）
☎75-2500 Fax 75-2852



未来への約束を公正証書が
守ります

10月1日（金）から7日（木）は「公証週間」です。

公証役場をご存知ですか。
公証役場では、当事者の依頼により、①公正証書の作成②私署証書や会社等の定款に対する認証の付与③私署証書に対する確定日付の付与などの事務を行っています。
公正証書には、遺言公正証書、任意後見契約公正証書などがあります。公正証書は、法律の専門家である公証人が作成する公文書であり高い証明力があります。法律行為の確実を期すためには、公正証書を作成したり、認証を受けることをお勧めします。

公証役場では、電話による相談を実施しており、相談は無料です。

●問い合わせ 今治公証役場

今治市旭町2-3-20
今治商工会議所ビル5階

☎0898-2312778

